

平成29年10月20日

教務部

台風・大雪等の対応について

- (1) 台風または大雪等により、東京23区に「暴風警報・または大雪警報」が発令されている場合は、原則として自宅学習とする。ただし、警報の発令・解除の状況により、授業は以下のように扱う。

1. 午前6時の時点で発令されていない（解除されている）場合

平常授業

2. 午前6時の時点で発令されており、午前8時の時点で解除されている場合

3時限目（午前10時40分）から授業

3. 午前6時、午前8時の時点で発令されており、午前10時の時点で解除されている場合

5時限目（午後1時10分）から授業

4. 午前6時、午前8時、午前10時の時点で発令されている場合

その日は自宅学習とする



補足事項

午前6時の時点で警報が発令されていない場合は原則として平常授業だが、台風の接近、交通機関の停止・遅延等によりやむを得ず出席できない生徒は、自宅学習扱いとする。

- (2) 生徒の自宅学習は、安全等を考慮した措置であるので、自覚をもった自宅学習をおこなう。
- (3) 台風または大雪等による欠席は出席簿上、出席扱いとする。
- (4) 警報が解除された後も、交通機関の停止・遅延により、やむを得ず出席できない場合は、自宅学習扱いとする。